

財政金融をめぐる政策課題

～次期通常国会に向けて～

財政金融委員会調査室 かねこ たかあき
金子 隆昭

1. 次期通常国会に向け山積する課題

平成22年度補正予算などが審議された先の臨時国会（第176回国会）、財政金融委員会においては、「平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案¹」（衆第1号）及び「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案²」（第174回国会閣法第64号）の2法律案が付託され、可決の上、成立した。法案成立率がここ10年で最低の水準にとどまり、多くの重要課題が次期通常国会に先送りされたと指摘される中で³、この臨時国会は平成22年12月3日の閉会を迎えたが、次期通常国会に向けた重要課題の議論・検討は、税制改正や予算編成などを中心に、師走の佳境を迎えている⁴。

まず、税制改正については、「平成23年度税制改正大綱」が12月16日に閣議決定されている。平成22年度税制改正を振り返ると、当初、政府の税制調査会に一元化する形で議論が進められたものの、揮発油税等に係る暫定税率の存続の問題などについて、与党の要望が、最終段階で反映される形となった経緯があった。一方、平成23年度においては、平成22年12月6日、民主党税制改正PTにより、政府への提言として「平成23年度税制改正主要事項にかかる提言」が出され、あわせて、同日、税と社会保障の抜本改革調査会による「中間整理」も取りまとめられるなど⁵、政府の税制調査会における議論と並行して、民主党内における検討も行われるものとなった。また、税制改正の姿が固まったことを受け、予算編成についても、12月16日には「平成23年度予算編成の基本方針」が示され、年末の編成作業の大詰めを迎えている。また、金融関連では、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」の策定も進められている⁶。このアクションプランは、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」を踏まえ、策定作業が進められてきたものである⁷。

財政金融委員会における所管事項の課題が我が国経済や「新成長戦略」などに密接に結びついていることも踏まえつつ、以下、本稿では、財政、金融をめぐる課題を国際面から概観した上で、次期通常国会に向けた財政、税制、金融面の課題を紹介していくこととしたい。

2. 国際公約となっている我が国の財政政策・金融政策

我が国の経済の近時の低迷は、平成20年9月のリーマン・ショック（米国の大手投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻）を契機とした世界的な金融資本市場の混乱を受けたものである。このため、同年11月15日には、ワシントンにて「金融・世界経済に関する首脳会

合」(G20金融サミット)が、初めて開催され、我々の世代が直面した中で最も厳しい世界的な不況に対処するため、「金融システムの安定に必要なあらゆる追加的措置をとる」ことや「財政の持続可能性を確保する政策枠組みを維持しつつ、状況に応じ、即効的な内需刺激の財政施策を用いる」ことが確認された。その後の我が国における経済回復に向けた取組も、こうした国際的な協力の下に位置付けられるものであり、世界的に調和された財政及び金融刺激策が、国際的にも、民間需要と貸付けの回復に主要な役割を果たしてきた。

その一方で、国際的には、新興国と先進国との間等における一様でない成長と不均衡の拡大が懸念されるようになってきている。そのため、平成22年11月11日、12日に開催されたG20ソウルサミットにおいて、強固で持続可能かつ均衡ある成長への道程についての「共通の見解」を策定することとなった。この「ソウル・アクションプラン」は、「金融政策と為替レート」、「貿易と開発政策」、「財政政策」、「金融改革」、「構造改革」の5つの政策分野における行動をコミットするもので、例えば、為替レートについては、「為替レートの柔軟性を向上させるとともに、通貨の競争的な切下げを回避する」といったコミットメントが合意されている。加えて、この「ソウル・アクションプラン」では、共通のコミットメントにとどまらず、補完文書にG20メンバー国による固有のコミットメントの詳細を盛り込むことで、各国の具体的な政策行動を約束するものとなっている⁸。我が国も、財政政策、金融(セクター)政策などについて、包括的な内容をコミットしている。

このような意味で国際公約となっている我が国のコミットメントについて、その内容を見てみると、まず、財政政策では、6月に閣議決定した「財政運営戦略」で定めた内容がコミットされている。具体的には、「国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)を遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減、遅くとも2020年度までに黒字化」、「2021年度以降において公債等残高の対GDP比を安定的に低下」、「財政運営の基本ルールの採用(「ペイアズユーゴー原則」等)」など、フロー・ストック両面にわたる事項を掲げ、2011年度から2013年度にかけての3か年について「中期財政フレーム」を設定し(その内容については、後述)、国債発行額の抑制、歳入・歳出両面にわたる取組を実施するとしている。こうした取組を通じて、「国内需要と雇用を拡大することを目指した2011年度予算を編成し、強固な成長に貢献」し、財政の強固な基盤を確保することで、国民の将来不安の緩和につなげ、持続可能な経済成長の確かな基礎を作るなどとしている。

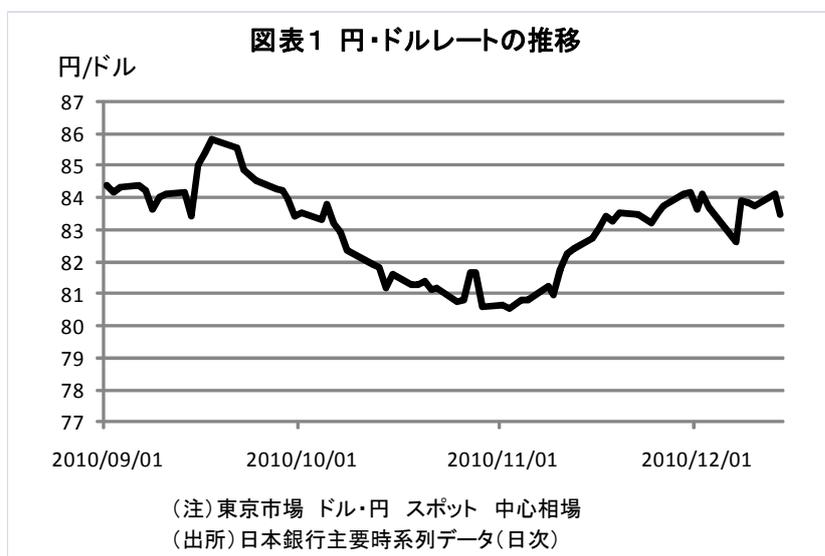
また、金融セクター政策では、平成22年5月の金融商品取引法等改正の内容なども踏まえつつ、「総合的な取引所の創設の検討やプロ向け社債市場の整備など」の「新成長戦略」に示された取組により、金融自身が成長産業として経済をリードすることを目指すとしている。その上で、日本とアジアをつなぐ金融セクター創設など、「新成長戦略」に示された取組を通じて、日本がアジアの金融センターとして、多様な新興国を含むアジアの経済の発展に貢献するとしている。「新成長戦略」は、構造改革政策に関するコミットメントの中核にもなっており、7つの戦略分野の中には「金融」分野も含まれている。このため「総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設」が、構造改革政策の一つの柱にもなっている⁹。

さらに、金融・為替政策では、日本銀行による「包括的な金融緩和政策」の導入に触れた上で、日本銀行による強力な金融緩和の推進や成長基盤強化を支援するための資金供給

が成長に貢献していく旨や、経済のファンダメンタルズが反映された為替レートの安定が持続可能な成長に貢献する旨をコミットしている¹⁰。

G20ソウルサミットの際には、我が国を含めた各国の大きな関心は、経常収支の不均衡の拡大や為替レートの動向などに、どのように国際的に協調しながら対応していくかという点にあり、菅総理大臣も、サミットの間において、為替レートについて、経済のファンダメンタルズを反映し、より市場で決定される為替レート制度への移行、通貨の競争的な切下げ回避、準備通貨を持つ先進国による通貨安定への協力強化の重要性を強調し、また、我が国の経常収支黒字の大部分は所得収支黒字であり、対外不均衡を評価する際に除外されるべきこと等を強調している。

我が国について見れば、昨年9月の為替介入以降の円高傾向にあつて¹¹、近時、円安ドル高へとトレンドが転換してきていることを踏まえると（図表1）、「ソウル・アクションプラン」におけるコミットメントの中で、我が国にとって重要なのは、共通のコミットメントよりむしろ固有のコミットメントとなるのではないかと思われる。



特に財政政策に関しては、「先進国は、2013年までに少なくとも赤字を半減させ、2016年までに政府債務の対GDP比を安定化又は低下させる」とした平成22年6月のG20トロントサミットの際に、日本が例外扱いされたことを踏まえると、日本固有のコミットメントの実現は、極めて重

要な国際公約と言わねばならないと思われる。トロントサミットの際にも、G20として、日本の状況を認識し、成長戦略とともに最近発表された日本政府の財政健全化計画を歓迎するとされたが、新成長戦略を実現することと合わせて、特に財政政策に関するコミットメントをどう実現していくかに、国際的にも厳しい目が向けられることが予想される。

3. 平成23年度予算編成と中長期的な財政健全化に向けた道筋

(1) 平成23年度予算編成と中期財政フレーム

以上、我が国の財政・金融面の課題を、国際動向の面から概観したが、以下においては、次期通常国会に向けた財政、税制、金融面の課題を、改めて見ていくこととしたい。

まず、財政面については、平成23年度予算編成の中で、社会保障関係費の増加、マニフェストや新成長戦略の実現のための歳出増等にどのように対応し、「中期財政フレーム」が実現されているのか、概算閣議決定された平成23年度予算の全体像を踏まえ、検証してい

く必要がある。

例えば、マニフェスト実現に関しては、既に第176回臨時国会の所信表明演説において、菅総理大臣は、実現に引き続き誠実に取り組むとしながらも「財源の制約などで実現が困難な場合は、国民に率直に説明し、支給の方法や対象を含め、国民が納得できる」ものにしていくとしており、歳出抑制を含めた方針を示している。

一方、新成長戦略の実現のために、政府は、平成22年9月10日、『新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策』について閣議決定し、スピードを重視した緊急的な対応（ステップ1）、今後の景気・雇用の動向を踏まえた機動的対応（ステップ2）、平成23年度における新成長戦略の本格実施（ステップ3）という時間軸を考慮した「3段階」の政策展開をしてきた。平成22年度予算における予備費の活用（9,179億円）、平成22年度補正予算に4兆8,513億円を計上した「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」と続く施策の中で、ステップ3の実施に当たっては、平成23年度予算における「元気な日本復活特別枠」の活用（要望額2.9兆円）や税制改正における雇用促進等のための法人税率の引下げなどが大きな課題となっている。具体的な財政への影響は、最終的な概算決定を見ていく必要があるが、これまでの施策を予算面で見ると、ステップ2での補正予算の編成では、平成22年度一般会計予算は96.7兆円と当初予算に比し4.4兆円の増加となり、また、ステップ3の「元気な日本復活特別枠」の要望額を加えた平成23年度概算要求は、総額96.7兆円と過去最大規模となっている。

一方、「中期財政フレーム」では¹²、国の「基礎的財政収支対象経費」（一般会計歳出のうち、国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの）について、少なくとも前年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模（歳出の大枠）を実質的に上回らないこととしている。平成22年度当初予算における「基礎的財政収支対象経費」は70.9兆円となっており、平成25年度までの間、この約71兆円が総枠のキャップとなる。あわせて、平成23年度の新規国債発行額についても、平成22年度予算の水準（約44兆円）を上回らないようにするとしている¹³。

平成22年12月16日に閣議決定された「平成23年度予算編成の基本方針」では、例えば、「元気な日本復活特別枠」の要望については、「重点的な予算配分を行う」、「思い切ったメリハリ付けを行う」との方針のみを示している。また、第176回臨時国会の所信表明演説において、菅総理大臣が、平成23年度予算の編成においても、引き続き、強力に無駄の削減を徹底し、特別会計にも広げることなどを表明した事業仕分けについても、「結果を予算査定に適切に反映させる」とするなど、定性的な方向性が示されているにとどまっている。こうした歳出の重点化や財政健全化への取組は、予算編成の結果の段階で、具体的に問われることとなる。

（2）公債発行特例法案と財政健全化

こうした状況の中、平成23年度においても、財政法第4条第1項ただし書の規定による公債（建設国債）のほか、いわゆる赤字国債（特例公債）の発行は不可避となっており、また、特別会計の剰余金・積立金等の活用も必要となっている。例えば、平成22年度には、

財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金の繰入れが行われるなど、当初予算で過去最大の10.6兆円の税外収入が計上されている。特例公債の発行に当たっては、財政法の特例が必要となるほか、特別会計の剰余金・積立金等を活用する場合にも、必要に応じて、特別会計法の特例を設ける必要がある（図表2）。例えば、財政投融资特別会計財政融資資金勘定については、決算上の剰余金を積立金として積み立てることとし、残余を国債整理基金特別会計に繰り入れる（特別会計法第58条）ことから、一般会計への繰入れの際には、特例措置が設けられた。また、各特別会計の剰余金は、特別会計法の規定に基づいて積立金として積み立て、資金に組み入れた上で、その残余を翌年度の特別会計の歳入に繰り入れるか（特別会計法第8条第1項）、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる（同第2項）こととなっていることから、例えば、平成22年度の外国為替資金特別会計からの繰入れのように、予算措置による剰余金の繰入れを行った上で、決算上の剰余金以上の額を一般会計に繰り入れるための特例を設けるような場合もある。

図表2 最近の公債発行特例法案による財源措置

(単位:億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
特例公債の発行	201,360	257,150	379,500
財政投融资特別会計財政融資資金勘定から繰入	—	42,350	47,541
外国為替資金特別会計からの繰入	—	—	3,500
食料安定供給特別会計調整勘定からの繰入	—	—	104.7
(参考)合計	201,360	299,500	430,646

注1 特例公債の発行額及び21年度の繰入金額は、当初予算による。

注2 外国為替資金特別会計からの繰入には、別途、決算上の剰余金(22年度で25,007億円)がある。

(出所)各種資料に基づき作成

一方、政府により閣議決定されている「財政運営戦略」や「中期財政フレーム」のような予算編成の前提となる財政健全化のフレームについては、その在り方について、各般の議論がある¹⁴。自民党は、昨年、いわゆる財政健全化責任法案を提出し¹⁵、こうした財政健全化のフレーム自体を法制化することを提案している。これは政府が閣議決定によって定めているフレームを法律によって定めようとするものである。具体的に定められた内容について見てみると、その詳細には一部違いがあるものの、その目的や内容に必ずしも大きな違いは存しない（図表3）。

図表3 財政運営戦略と自民党・財政健全化責任法案との主な相違点

	財政運営戦略	財政健全化責任法案
基礎的財政収支の目標	国・地方だけでなく 国についても同様の目標	国・地方の目標のみ
中期計画の期間	3年を1期	5年を1期
中期計画の内容	中期財政フレームとして具体化	政府が各年度において講ずべき措置 国会に提出し承認を得る
社会保障改革・ 税制抜本改革	社会保障費等のための安定財源確保 税制の改革により必要な歳入を確保	所得税法等の一部を改正する法律附 則第104条に定める道筋 超党派の会議を設置

(出所)各種資料に基づき作成

4. 課題山積の税制改正と必要な財源確保

政権交代後の平成22年度税制改正は、①「公平・透明・納得」の三原則、②「支え合い」のために必要な費用の分かち合い、③税制と社会保障制度の一体的改革、④グローバル化への対応、⑤地域主権の確立という5つの視点に立ち、平成22年度税制改正を税制全般にわたる改革の一步と位置付けた。平成22年度税制改正では、所得税の諸控除の見直しなど、増税項目も多く、税制改正による増減収見込額は、初年度382億円の減収に対し、平年度ベースでは、5,031億円の増収を見込む形となった(図表4)。

平成23年度税制改正の課題としては、まず、平成22年度税制

改正大綱で23年度の課題とされ、言わば積み残しとなっていた問題がある。例えば、格差是正の観点から相続税の課税ベース・税率構造を見直すこととされたことや、揮発油税等の税率の見直しが暫定税率について当分の間の措置とされたことも含めて地球温暖化対策税の導入をどうするかという点などがそれである。また、これまでも述べている新成長戦略の実現、特に「雇用」を機軸とした経済成長を推進する観点からも、税制改正の必要性が検討されており、その中では、特に法人の実効税率の引下げが求められたほか、企業の税負担を軽減する措置も検討されてきた。

平成23年12月16日に閣議決定された平成23年度税制改正大綱を見ると(図表5)、例えば、相続税については、基礎控除が縮小され、最高税率の引上げ等の税率構造の見直しが行われているなど、富裕層に対して、負担を求める改正が多く含まれている。その一方で、法人税率を4.5%引き下げる(国税・地方税を合わせた法人実効税率は、40.69%から35.64%と5%引き下がる)など、我が国企業の国際競争力の向上等の観点から税負担の軽減も行われている¹⁶。なお、社会保障・税にかかわる番号制度については、「社会保障改革の推進について」(平成22年12月14日閣議決定)において、平成23年1月を目途に基本方針を取りまとめ、平成23年秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組むものとされている。

図表4 最近の税制改正の主な事項と増減収
(単位:億円)

平成22年度税制改正	5,031
年少扶養控除の廃止	5,185
特定扶養控除の見直し	957
自動車重量税の見直し	△ 1,656
たばこ税増税	1,232

平成21年度税制改正	△ 6,850
住宅ローン減税の拡充	△ 1,530
中小企業軽減税率の引下げ	△ 1,100
欠損金繰戻し還付適用停止の廃止(中小)	△ 1,120
自動車重量税の減免措置の創設	△ 1,020

平成20年度税制改正	3,600
上場株式配当等の7%軽減税率廃止	3,090

(注) 主な事項は、増減収1,000億円を目安とした。
(出所) 各種資料に基づき作成

図表5 平成23年度税制改正大綱における主な事項

区分	概要
納税環境整備	納税者権利憲章の策定等国税通則法の制定以来最大の見直し
個人所得課税	給与所得控除に上限設定、さらに高額な法人役員等の給与の控除は縮減 成年扶養控除の縮減 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率を2年延長
資産課税	相続税の基礎控除を4割圧縮し、最高税率を55%に引上げ
法人税	法人税率の4.5%引下げ（30%から25.5%に） 中小法人に対する軽減税率を3%引下げ（18%から15%に） 課税ベースの拡大として、減価償却制度の見直しや大法人に係る欠損金の繰越控除の一部制限
地球温暖化対策税	石油石炭税の段階的引上げ
その他	認定NPO法人等への寄附に関する税額控除制度の導入 租税特別措置の見直し（50項目を廃止又は縮減）

（出所）「平成23年度税制改正大綱の概要」等に基づき作成

このほか税制調査会では、関税に関する議論も行われており、平成23年度税制改正大綱には、例年、行われている暫定税率等の適用期限の延長、水際取締りの強化、AEO（Authorized Economic Operator：認定事業者）制度の改善などに関連する事項のほか（図表6）、特惠関税制度の10年間の延長などが盛り込まれている。この特惠関税制度については、平成13年度関税改正でもLDC（Least Developed Countries：後発開発途上国）に対し10年間の延長が措置されている。

図表6 最近の関税改正の主な事項

平成22年度改正	平成21年度改正	平成20年度改正
暫定税率等の適用期限延長	暫定税率等の適用期限延長	暫定税率等の適用期限延長
罰則水準の見直し	輸入禁制品の拡大等水際取締り強化	水際取締りの充実
AEO制度の整備	AEO制度の対象拡大	AEO制度の対象拡大
	個別関税率の改正	個別関税率の改正

（出所）各種資料に基づき作成

5. 金融セクターにおける課題

（1）アクションプランにおける課題

金融に関しては、既に述べたように、G20ソウルサミットにおいては、総合取引所構想や日本銀行による緩和的な金融政策の実施等がコミットされており、また、金融庁は、新成長戦略を具体化する「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」の策定を進めている¹⁷。このアクションプランの中では、「実体経済を支える」という点と「金融自身が成長産業として経済をリードする」という点とを金融の役割と位置付け

ている。このアクションプランは、「企業等の規模、成長段階に応じた適切な資金供給」、「アジアと日本をつなぐ金融」、「国民の資産を有効に活用できる資産運用」という3つの柱を立てており、これらの施策を平成25年度までに実施し、また、極力前倒しして実施することとしている。具体的なスケジュールとしては、工程表を示しているが、その中で、平成22年度中に関連法案を提出するとされている事項があり(図表7)、これらについては、来年の通常国会に法案提出されることが想定される。それらの事項は、金融商品取引法に規定されている開示制度や投資運用業に関する事項のほか、他の法律のかかわる事項まで広範多岐にわたっている。その一方で、G20ソウルサミットでコミットされている「総合的な取引所(証券・金融・商品)創設を促す制度・施策」については、「総合的な取引所検討チームにて検討中」とされており、具体的な法案提出の目途などは示されていない。

図表7 平成22年度中に関連法案を提出するとされている事項

コミットメントライン法(特定融資枠契約に関する法律)の適用対象の拡大
 銀行・保険会社等の金融機関本体によるファイナンスリースの活用の解禁
 開示制度・運用の見直し
 ライツ・オフリング(新株予約権無償割当による増資)が円滑に行われるための開示制度等の整備
 保険会社におけるグループ経営の円滑を図る制度整備
 (業務の代理・事務の代行に係る手続負担の軽減)
 外国企業等による英文開示の範囲拡大等の制度整備
 資産流動化スキームに係る規制の弾力化
 投資運用業の規制緩和
 (注) 英文開示関係の制度整備については、必要に応じ関連法案が提出されることとなっている。
 (出所)「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプログラム(中間案)」工程表に基づき作成

(2) 中小企業金融円滑化法の延長

金融関連では、アクションプランにおいて、各種の課題が工程表として取りまとめられているが、それ以外にも、以下のような課題がある。

まず、いわゆる中小企業金融円滑化法の延長である。平成21年12月に成立した「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は、金融機関に対して、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合に、金融機関が貸付条件の変更等を行うよう努力義務を課し、あわせてその実効性を確保するために、金融機関に体制整備や開示等の義務を課すものである。中小企業金融円滑化法は、法制定に合わせて行われた、新たな信用保証制度の整備、監督指針や金融検査マニュアルの改定(中小企業向け債権について、不良債権に該当しない要件を拡充する)等の「中小企業等に対する金融円滑

化のための総合的なパッケージ」の中核をなすものである。この中小企業金融円滑化法については、平成23年3月31日を期限とされていることから、経済情勢を踏まえ、その延長が問題となっていたが、金融庁は、12月14日に「中小企業金融円滑化法の期限の延長等について」を公表し、23年3月末に期限を迎える同法を1年間延長するとともに、その運用に当たって、金融機関の開示・報告資料の大幅な簡素化等について、改善を加えるとした。

この法律は、「リーマン・ショック」の我が国経済に対する危機的影響、特に中小企業者を中心とした資金繰りへの影響に対処するために制定されたものである。自見金融担当大臣は、12月14日、「現在、中小企業者の業況や資金繰りは、改善しつつあるものの、引き続き厳しい状況にあり」、「先行きの不透明感から、今後、貸付条件の変更等への需要は一定程度ある」との認識を示したが、国際的にはバーゼルⅢの導入という金融機関に対して資本強化を求める動きのある中で¹⁸、延長が金融機関の健全性を損なうのではないかと懸念する声もある。金融機関の資本の強化・健全性の確保と体力の弱い中小企業等に対する金融の円滑という両立の困難な課題をいかに克服するかが、今後問われることとなる。

（3）会計検査院の意見と株式会社整理回収機構の住専関連業務の終了

また、会計検査院の平成21年度決算検査報告では「株式会社整理回収機構が平成11、12両年度に行った整理回収業務による利益について」意見が表示されている。その概要は、標記利益について、預金保険機構を通じて国に納付させたり、預金保険機構において今後発生し得る国庫負担に充当したりするなどして、国の財政に寄与する方策を検討するよう意見表示したものである。整理回収業務による利益については、平成13年度以降は預金保険機構に納付されていることとなっているが、平成11・12年度の利益は、預金保険機構に納付されていなかった。このため、両年度に整理回収業務から生じた利益1,837億7,314万円余は、整理回収機構の利益剰余金（平成21年度において1,818億円）となっており¹⁹、整理回収機構のいわば余裕資金として保有されている事態となっていたことから、適切ではないとされたものである。なお、この平成11・12年度の整理回収業務（及びそれに係る利益）は、いわゆる住専問題に関する業務によるものであり、住専問題に係る債権処理業務は、「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法」（平成8年法律第93号）に基づく枠組みの下、平成23年12月を目途に終了することとなっている²⁰。

（4）国際金融に関する課題

さらに、国際金融面では、国際協力銀行（J B I C）に関する見直しの動きと世界銀行に対する増資の動きをあげることができる。このうち、国際協力銀行については、政府が海外展開を図る事業者を強力に支援する必要性が指摘されるとともに、その際、政府によるリスクテイクの拡大を、民間から求められてきたことが背景となっている。このため、関係政府機関のファイナンス面での機能強化について、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合において、12月10日に決定されている。この中では、大型プロジェクトの増加と資金の巨額化・長期化に対応した関係政府機関のファイナンス面での機能強化について、今後、関係省庁において、所要手続が進められることとなっている。日本政策金融公庫の

国際部門を担う国際協力銀行については、その機能強化や機動性・専門性・対外交渉力強化の観点を踏まえ、日本政策金融公庫から国際協力銀行を分離するとし、次期通常国会提出に向け、法案作成準備を進めるとしている。また、同日の税制調査会において、資産承継に係る非課税措置や株式会社国際協力銀行（仮称）に対する法人税の非課税措置等の継続についても、議論が行われている。日本政策金融公庫は、これまで進められてきた政策金融改革において、我が国の政策金融機関が統合されたものであり、政策金融に関し、中核的な役割を果たすものである。こうした見直しは、政策金融全体の見直しにつながっていく可能性がある²¹。

また、国際金融におけるIMFや世界銀行グループなどの国際金融機関（IFIs international financial institutions）についても、改革の動きがある。これらの機関の国際金融危機対応等に果たす役割は極めて大きく、G20ソウルサミットにおいても、それまでのIFIsに対する資金提供とIFIsが極めて重要な資金を動員（mobilize）したことが確認されている。その上で、IFIsが、役割をより効果的に担うことができるよう、抜本的に現代化することとし、特に平成22年6月の、途上国・体制移行国の投票権を増加させるための世界銀行の改革について、歓迎する意を表している。この世界銀行の改革は、金融危機後の融資の拡大に対応する観点から、増資を行うもので、各国の出資割合（投票権割合）の変更を伴うものとなっている。その増資の規模は全体で862億ドル（うち払込資本51億ドル）に及ぶものとなっている²²。

※

以上のほかにも、財政金融委員会の関係では、12月10日に「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告」と「日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書²³」が国会に提出されている。前者の破綻処理報告（FRC報告）では²⁴、昨年9月の日本振興銀行の破綻処理について報告されている。日本振興銀行の破綻処理に際しては、いわゆるペイオフが実施され、預金保険者一人当たり元本1,000万円を超える部分とその利息については、民事再生手続の下で作成される再生計画に従って弁済されることとなっている。このうち、預金保険の概算払制度により、25%の概算払率による払戻しが12月13日から来年3月31日まで行われることとなっている。後者のいわゆる日銀報告では、昨年度上期末にかけて経済の改善の動きが弱まったとの認識の下、昨年4月に導入の検討を開始した「成長基盤強化支援資金供給」の導入等の金融政策決定会合の検討・決定内容が報告されている²⁵。

日本銀行の金融政策については、（報告期間後となる）平成22年10月、「包括的な金融緩和政策」を導入し、無担保コールレート・翌日物の金利誘導目標水準を、従来の「0.1%前後」から「0～0.1%程度」に変更し、デフレ脱却まで、実質ゼロ金利政策を継続することを明確にした。また、ETFやJ-REITといった多様な金融資産を買い入れる資産買入れ等の基金（固定金利オペを含め35兆円程度）も創設している。このような経済の成長基盤の強化とデフレ脱却という日本銀行にとっての課題は、これまで紹介してきた財政、税制、金融にわたる財政金融委員会所管の課題とも密接不可分に結び付いている。その意

味では、これまで紹介してきた財政、税制、金融にわたる諸課題の議論に際しては、当然、日本銀行の金融政策についても、合わせた検討が必要となる。財政金融委員会においては、これら諸課題に関し、デフレを克服し、持続可能な成長を実現することで、我が国経済の将来展望が開かれていくよう、幅広い議論が行われていくこととなろう。

¹ この法案は、8月に終息宣言がなされたものの我が国の家畜防疫史上最大級の被害をもたらした口蹄疫により、宮崎県及びその周辺地域の経済全体が深刻な打撃を受けたことから、被害を受けた発生農家等の税負担軽減を図るため、交付を受けた手当金等について、税制上の特例措置を講ずるものである。

² この法案は、平成17年の保険業法改正（特定の者を相手方としての保険の引受けを行う事業、いわゆる共済事業についても、原則として保険業法の規制対象とする改正）以前から共済事業を行ってきた団体について、例えば、公益法人制度改革による新法人への移行後は公益法人がそのままの形態では共済事業を行うことができなくなること等を踏まえ、実態に即した監督や必要な規制を整備した上で、一定の要件に該当する団体等について、当分の間、規制の特例を設けるものである。

³ 『日本経済新聞』（平22.12.4）

⁴ 本稿は、平成22年12月21日に脱稿したものである。

⁵ 税制改正に関する検討のほか、予算編成をめぐることも、同じ12月6日に民主党政策調査会が「平成23年度予算に関わる民主党『提言』」を政府に対する提言として取りまとめ、また、民主党の陳情要請対応本部が、政府に対し、来年度予算編成に関する党の予算要望を行っている。

⁶ このアクションプランをめぐることは、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（中間案）」が平成22年12月7日に公表され、12月17日を期限として、意見募集が行われている。このため、本稿におけるアクションプランに関する記述は、中間案の記述によっている。

⁷ 「新成長戦略」では、我が国が海外からの資金を呼び込むアジアの一大金融センターとして機能を発揮するよう、「新金融立国」を目指すこととされており、2010年度に「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」を策定することが工程表に掲げられている。このアクションプランの策定作業方針は、平成22年10月8日に、金融庁政務三役による『金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン』についてで示された。

⁸ これらのコミットメントの実効性確保に関しては、今後の対外的な持続可能性を促進するための「相互評価プロセス」（MAP）の強化・拡大・精緻化の中に、コミットメントの実施の監視や評価が盛り込まれることとなっている。

⁹ 「新成長戦略」の他の6つの戦略分野は「グリーン・イノベーション」、「ライフ・イノベーション」、「アジア経済」、「観光立国・地域活性化」、「科学・技術・情報通信立国」、「雇用・人材」である。

¹⁰ なお、これらのほか、開発政策に関しては、「2012年までの5年間でアフリカへのODAを倍増するなど、これまでのコミットメントの継続実施」やミレニアム開発目標達成のための拠出なども、国際的にコミットしている。

¹¹ 財務省は、平成22年9月15日、2兆1,249億円の米ドル買い・日本円売りの為替介入（外国為替平衡操作）を行っている。

¹² 「中期財政フレーム」は、財政健全化目標の達成に資するために、複数年度を視野に入れて毎年度の予算編成を行うための仕組みで、平成22年6月に閣議決定された「財政運営戦略」では、平成23年度から平成25年度について、フレームを示している。

¹³ 平成24年度以降の新規国債発行額についても、財政健全化目標の達成へ向けて着実に縮減させることを目指し、抑制に全力をあげることにしている。

¹⁴ なお、国の財政運営の規律の確保等に関連して、第176回臨時国会には、みんなの党から「国の財政運営の透明性の向上等に関する法律案」（参第10号）が提出されたが、廃案となっている。

¹⁵ 「国等の責任ある財政運営を確保するための財政の健全化の推進に関する法律案」（第176回衆第4号）のほか、同名の法案（第174回参第2号）

¹⁶ 平成23年度税制改正のより詳しい説明に関しては、「立法と調査」第313号（予算税制号）掲載予定の論文を参照されたい。

¹⁷ 注6参照。

¹⁸ 平成22年12月16日、バーゼル銀行監督委員会は「バーゼルⅢ：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」を公表している。このバーゼルⅢは、11月のG20ソウルサミットにおいて承認された銀行の自己資本と流動性に係る国際的な基準の詳細を示すものとなっている。

¹⁹ なお、当該利益を除くと、整理回収機構の決算は債務超過となっている。

²⁰ 「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法」のスキームでは、債権処理会社は

譲受債権等の回収・処分等について15年以内を目途として完了する処理計画を策定することとしており、平成8年12月19日、預金保険機構は、当時の住宅金融債権管理機構から申請のあった処理計画を承認している。

²¹ なお、政策金融改革に関連して、第176回臨時国会には、みんなの党から「政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案」(参第7号)が提出されたが、廃案となっている。

²² この実際に抛出することとなる51億ドルのうち、日本の抛出は275億円程度とされている(『日本経済新聞』(平22.4.26))。

²³ なお、昨年6月に平成21年度下期に関する「日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書」が提出されて以降、財政金融委員会において、「日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件」について、質疑は行われていない。

²⁴ FRCは、金融庁の前身の金融再生委員会(Financial Reconstruction Commission)を指す。

²⁵ なお、日本銀行の行う金融政策の在り方等に関連して、第176回臨時国会には、みんなの党から「日本銀行法の一部を改正する法律案」(参第5号)が提出されたが、廃案となっている。